

事務連絡  
令和2年2月20日

各都道府県 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局  
監視指導・麻薬対策課

### 大麻成分 THC を含有する製品について

今般、エリクシノール株式会社（所在地：東京都渋谷区）から販売されている CBD 製品から、大麻成分 THC（テトラヒドロカンナビノール）が検出されたことについて、当省において別添1のとおり当省ホームページにて注意喚起をするとともに、別添2のとおりプレスリリースを行いましたので、下記事項につき、ご協力いただけますようお願いいたします。

#### 記

##### 1. 経緯

昨年10月、エリクシノールグローバル社（オーストラリア）から、「エリクシノールジャパンにより販売されている CBD 製品に、基準に不適合なものがあり、この不適合は、大麻の種と茎から抽出されたものでなくてはならないという日本の厳格な規定に関連している。」旨が公表されました。

このため当省では、同社製品を扱うエリクシノール株式会社（エリクシノールジャパン）の協力を得て、同社が取り扱っている CBD 製品 18 種類のサンプルの提供を受け、成分の分析を行いました。

##### 2. 分析結果

分析を実施した 18 種類の製品のうち下記 3 種類の製品から、微量の大麻成分 THC が検出されました。

ナチュラルドロップス 3000

シナミントドロップス 3000

プロフェッショナル 2000

なお、現時点（令和2年2月20日時点）で、国内において同製品を摂取したことによる健康被害が発生した例は承知しておりません。

##### 3. 今後の方針等

THC が含有している製品については、エリクシノール株式会社協力のもと調査を行った結果、

- ・ナチュラルドロップス 3000 については賞味期限が 2021.06 とされているもの
- ・シナミントドロップス 3000 については賞味期限が 2021.06 とされ

ているもの

- ・プロフェッショナル 2000 については賞味期限が 2021.06 とされているもの

と特定いたしました。

これらの製品は、大麻取締法上の「大麻」に該当する疑いがある製品であることから、エリクシノール株式会社の在庫分については、所有権を放棄し、麻薬取締部に提出していただくこととしました。

一方、同製品の購入者に対しては、手元に製品が残っている場合は、その所在地を管轄する地方厚生局麻薬取締部または都道府県衛生主管部

(局) 薬務主管課宛てに連絡を行った後、提出していただくための注意喚起を当省ホームページに掲載したところです。

そこで、本件製品の提出を希望する購入者から連絡等があった場合には、別添 3 の様式を用いて、任意提出及び所有権放棄書を受領いただいた後、「平成 31 年度に国庫に帰属した麻薬、向精神薬、あへん、けしがら、大麻、覚醒剤及び覚醒剤原料の処分について」(薬生発 0401 第 1 号)に基づき報告いただきますようお願いいたします。

本件製品は、大麻と確定したものではありませんが、処分に当たっては大麻として取り扱うこととして差し支えありません。

なお、対象商品については、「製品名及び賞味期限」で特定しておりますので、これらを確認の上、受領していただきますようよろしくお願いいたします。

また、本件につきまして、必要に応じて、管轄の保健所にご周知いただきますとともに、購入者等から当該製品の提出に関する問い合わせがありました際には、管轄の保健所等をご案内いただくなど、何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、当該製品に関する問い合わせのうち、提出に関する問い合わせ以外のものにつきましては、お手数をおかけいたしますが、当課連絡先をご教示いただきますようお願いいたします。

#### 4. 処分等に関する根拠法令

大麻取締法（昭和 23 年法律第 124 号）第 20 条に基づき処分を行います。

※第二十条 厚生労働大臣は、法令の規定により国庫に帰属した大麻について必要な処分をすることができる。

#### 5. その他

本件に関するご不明な点や問い合わせについては、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課情報係（電話番号 03-5253-1111（内線 2778））にご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

以上

任意提出書及び所有権放棄書

令和2年 月 日

厚生労働大臣 様

下記の物については、大麻取締法の「大麻」に該当する疑いのある製品とのおことですので、任意提出するとともに、所有権を放棄します。適正に処分してください。

品 名 :

数 量 :

住 所 :

氏 名 :

電話番号 :